

安城市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 4 4 号

安城市賠償責任を有する職員の指定に関する規則の一部を改正する規
則

安城市賠償責任を有する職員の指定に関する規則（昭和 3 9 年安城市規則第 1 号
）の一部を次のように改正する。

本則中「第 2 4 3 条の 2 の 8 第 1 項」を「第 2 4 3 条の 2 の 9 第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。